平成２８年（フ）第４４号
山形県酒田市東泉町３丁目12番地の18、前住所山形県酒田市東大町３丁目43番地の４
債務者　柴田　順一
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
山形地方裁判所酒田支部
平成２８年（フ）第３０４号
群馬県前橋市天川大島町1056番地１
債務者　早川　明美
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係
平成２８年（フ）第１２号
新潟県佐渡市田切須93番地
債務者　佐々木　都
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
新潟地方裁判所佐渡支部
平成２８年（フ）第４２４号
静岡県三島市柳郷地77番地の４　プリムローズＡ－201、前住所静岡県三島市梅名610番地の８　レトア梅名102
債務者　堀内　　翔
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２８年（フ）第９５０号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字西高田９番地　202号
債務者　佐藤　美子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２８年（フ）第１０４２号
京都府宇治市広野町宮谷115番地の26
債務者　小市　美佐
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２８年（フ）第１０５１号
京都市下京区五坊大宮町71－２、住民票上の住所京都市右京区花園木辻南町13番地18
債務者　島崎　裕士
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２８年（フ）第１０５９号
京都府京田辺市大住大欠16番地58
債務者　松本　美和
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２８年（フ）第１１３８号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字出森６番地１　出森団地Ｂ棟104号
債務者　西村　　修
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２８年（フ）第１１５３号
京都市山科区小山中ノ川町62番地　ラ・フロール小山116
債務者　中谷月子こと　清水　千能
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２８年（フ）第８２７号
大阪府羽曳野市はびきの３丁目10番13号
債務者　雞阪　　雅
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２８年（フ）第８７６号
堺市西区上野芝町２丁６番30―415号
債務者　水浦　広美
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２８年（フ）第８９０号
堺市堺区協和町３丁333番地１　中団地７号館104号
債務者　中川　正之
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２８年（フ）第８９７号
堺市堺区浅香山町１丁４番14号　ハイツ浅香山202号、前住所堺市堺区今池町６丁４番19―401号
債務者　安西　雄貴
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２８年（フ）第９１２号
堺市南区赤坂台２丁５番３―1201号
債務者　大田　満子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２８年（フ）第３４号
山口県萩市大字椿東5200番地、前住所山口県萩市大字椿924番地２
債務者　末武　　愛
1　決定年月日時　平成28年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月７日まで
山口地方裁判所萩支部
平成２８年（フ）第３３６号
愛知県安城市御幸本町４番１号　エスペランタ安城駅西301
債務者　豊福　裕子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月17日午後３時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係